

振動特定施設

振動規制法に基づく特定施設(法第2条第1項 施行令別表第1)

| | 施設 | 規模・能力 |
|----|--|---|
| 1 | 金属加工機械 | |
| | イ 液圧プレス | 矯正プレスを除く。 |
| | ロ 機械プレス | |
| | ハ せん断機 | 原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。 |
| | ニ 鍛造機 | |
| | ホ ワイヤークォーミングマシン | 原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。 |
| 2 | 圧縮機 | 原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。 |
| 3 | 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 | 原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。 |
| 4 | 織機 | 原動機を用いるものに限る。 |
| 5 | コンクリートブロックマシン並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械 | 原動機の定格出力の合計が、コンクリートブロックマシンにあつては、2.95キロワット以上、コンクリート管・柱製造機械にあつては、10キロワット以上のものに限る。 |
| 6 | 木材加工機械 | |
| | イ ドラムバーカー | |
| | ロ チッパー | 原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。 |
| 7 | 印刷機械 | 原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。 |
| 8 | ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 | カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。 |
| 9 | 合成樹脂用射出成形機 | |
| 10 | 鋳造型機 | ジョルト式のものに限る。 |